

第 6 章	社会(歴史)	名前:	日 付	No.03
	鎌倉			

[問題 1]

モンゴル帝国について、各問いに答えよ。

- (1) 13 世紀はじめ、モンゴル民族を統一して国家をつくったのは誰か。
- (2) 5 代目のハン(王)となったのは、誰か。
- (3) (2)の人物は、1271 年に都を大都に移し国号を「元」とした。さらに、1279 年に中国のある王朝を滅ぼして中国全土を支配下に置いた。中国の何という王朝を滅ぼしたのか。
- (4) (2)の人物につかえたイタリア商人の名は、何というか。
- (5) (4)の人物は、日本のことを「東方見聞録」の中で、どんな国と紹介したか。

[解答欄]

(1) チンギス・ハン	(2) フビライ・ハン	(3) 宋(南宋)
(4) マルコ・ポーロ	(5) 黄金の国ジパング	

[解説]

13世紀初	チンギス・ハン	がモンゴル帝国を建国
↓		
1271年	フビライ・ハン	, 元を建国(大都)
1279年	宋	を滅ぼし中国全土を支配下に
	マルコ・ポーロ	:「東方見聞録」で
		日本を「黄金の国ジパング」と紹介

13 世紀の初め、チンギス・ハンは、モンゴルを統一してモンゴル帝国を建設した。

5 代目のフビライ・ハンは、1271 年に首都を大都(現在の北京)におき、国号を元と定めた。

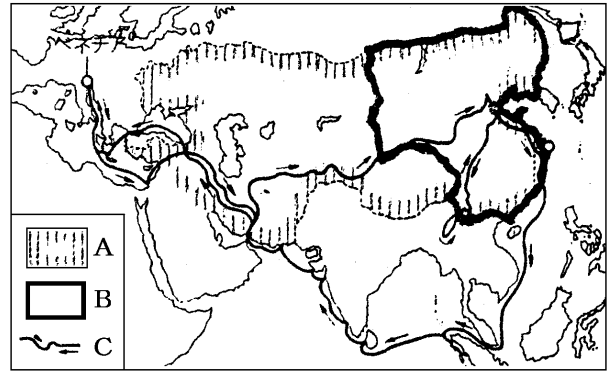
さらに、1279 年には宋(南宋)を滅ぼし中国全土を支配下に置いた。

イタリアの商人マルコ・ポーロはフビライに 17 年間仕え、帰国後、その体験をもとに「東方見聞録」を著した。その中で日本のことを「黄金の国ジパング」として紹介した。

[問題 2]

次の地図を見て、各問いに答えよ。

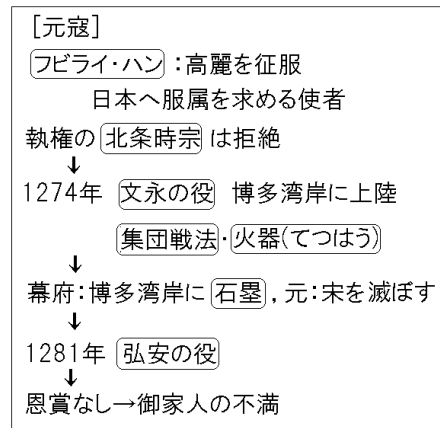
- (1) 13 世紀はじめに、地図中の A の範囲を最大領土とした国の名前を答えよ。
- (2) 地図中 B の国から、日本に国交をせまった皇帝は誰か。
- (3) ①地図中 B の国が、二度にわたり日本をおそったことを何というか。②また、このときの日本の執権の名前も答えよ。
- (4) 地図中 C の行路をとって、B の国の都を訪れた人物は、何という書物のなかで日本のことを紹介しているか。書物の名を答えよ。



[解答欄]

(1) モンゴル帝国	(2) フビライ・ハン	(3)①元寇	②北条時宗	(4) 東方見聞録
------------	-------------	--------	-------	-----------

[解説]



元のフビライ・ハンは高麗を征服した後、日本も従うようにと使者を送ってきた。

幕府の執権北条時宗は使者を斬って、これを拒絶した。

1274 年、元軍 3 万が九州の博多湾に上陸し、集団戦法とすぐれた火器(てつほう)によって日本軍を悩ましたすえ、引き上げた(文永の役)。

さらに、1281 年、約 14 万の大軍で、来襲した。幕府軍は、博多湾沿いに築いた石塁を利用して戦った。

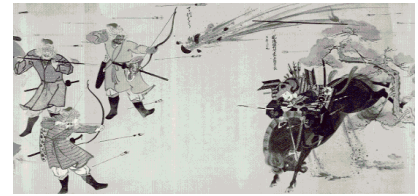
元の大軍は上陸できないまま、暴風雨に襲われて大損害を受けて退却した(弘安の役)。

(一風灰に(1281)に弘安の役) この 2 度の元の襲来をあわせて元寇という。

[問題 3]

次の各問いに答えなさい。

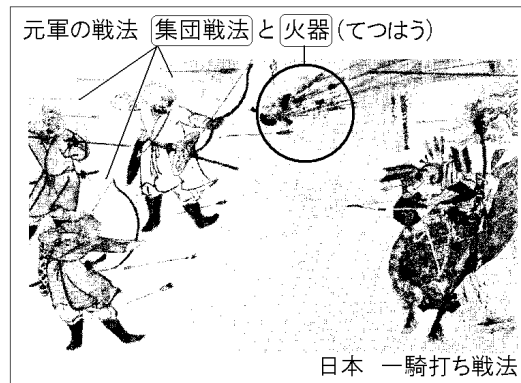
- (1) 右の絵に描かれている戦いを何というか。漢字 2 字で書きなさい。
 (2) (1)の戦いで、日本側からみて、敵側の戦い方の特徴を 2 つ書きなさい。



[解答欄]

(1) 元寇	(2) 集団戦法、火器の使用
--------	----------------

[解説]



元軍が使った火器は上図の中央部に○で囲った「てつはう」である。

「てつはう」は、鉄板で火薬をつつんだもので、点火して爆発させて、爆発音と煙で敵を混乱させるために使ったものと思われる(後の鉄砲とは異なる)。

上図では、その大きな音に驚いた馬が前のめりになって、騎馬武者が馬から落ちそうになっている様子が描かれている。このような火器とともに日本軍を悩ませたのは、元の兵士の集団戦法であった。

[問題 4]

次の文の()にあてはまる語句を、語群から選んで答えなさい。

鎌倉時代の中ごろから農業技術が進歩し、農業生産は高まりました。(①)を使った耕作や、裏作に麦を作る(②)が広まり、肥料も普及しはじめました。また、桑・うるし・茶など、原料や商品として売る(③)の栽培も始まりました。

農業生産が高まるとともに、商業もさかんになり、農村にも(④)ができました。農民は(④)が開かれると農作物を売ったり、農具や衣料品などの日常生活用品を買ったりするようになりました。商業の発達につれて、貨幣(銅銭)が広く使われるようになりました。貨幣は、このころの日本では作られず、主に(⑤)などの中国の貨幣を輸入して使用しました。また、貨幣の流通とともに、京都や鎌倉には、銭を貸す(⑥)も現れました。

(語群) [高利貸し 市 牛馬 二毛作 宋 元 商品作物]

[解答欄]

①牛馬	②二毛作	③商品作物	④市
⑤宋	⑥高利貸し		

[解説 1]

鎌倉時代の中頃から、牛馬の利用、鉄製の農具の普及、草木灰など肥料の普及、二毛作の普及により農業生産が向上した。農業生産の向上は、農業以外にたずさわる人々を生み出す余裕を社会に与え、農村には、農具を作る鍛冶屋や染物をあつかう紺屋などの手工業者が住みついた。

また、農民も副業として商品作物を作り、絹布や麻布などを織るようになった。

寺社の門前や交通の便利なところでは、月に3度、市が開かれ、これらの物資が売買されるようになった。

[解説 2]

[鎌倉時代の農業の発達]
 二毛作の普及(米と麦)
 牛馬の利用、鉄製の農具の普及
 商品作物の栽培
 商業もさかんになる(月に3回、市が開かれる)

鎌倉時代の中頃から、牛馬の利用、鉄製の農具の普及、草木灰など肥料の普及、二毛作の普及により農業生産が向上した。

この二毛作は表作としては米を作り、裏作として麦を作るものであったが、土地がやせるのをふせぐためには肥料を与える必要があった。また、1つの土地を水田として利用した後、水を落として畑として使い、翌年ふたたび水を引き込んで水田にするためには、灌漑用水の整備・田畑の耕作など手間がかかるようになる。

牛馬の利用、鉄製の農具の普及による農作業の効率化によって、こうしたことが可能になったと考えられる。また、桑・漆・茶など、原料や商品として売る商品作物の栽培も始まった。

ただし、綿は朝鮮から綿種が伝わり、戦国時代、三河地方から栽培が始まった。

[問題 5]

右の絵の説明として最も適当なものはどれか。下から1つ選んで記号で答えよ。

- ア 貴族の住まいである寝殿造の建物がみられる。
 イ このような商業街は、当時はまだ鎌倉や京都、奈良などのにぎやかな場所ではみられなかった。
 ウ これは京都の市街のにぎわいを描いたもので、このような定期市は月に6回開かれた。
 エ 月3回開かれた定期市の様子を描いたもので、品物売る商人と小屋などがみえる。



[解答欄]

エ

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

[資料]

所領の質入れや売買は、御家人の生活が苦しくなるもとなので、今後は禁止する。(中略) 御家人以外の武士や庶民が御家人から買った土地については、売買後の年数にかかわらず、返さなければならない。

- (1) 上の資料を何というか。
 (2) また、この目的を説明せよ。

[解答欄]

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 永仁の徳政令 | (2) 領地を質入れしたり、売ったりした御家人を救うため。 |
|------------|-------------------------------|

[解説]

御家人の窮乏(分割相続, 貨幣経済, 元寇)
 高利貸しからの借金が返せず土地を失う者もいた
 ↓
 御家人を救うため
 1297年 永仁の徳政令
 御家人が売った土地をただで取り戻させる

鎌倉時代の中頃から、鎌倉幕府を支える御家人の生活は苦しくなっていた。その原因の第一は、分割相続である。当時は兄弟で均等に親の財産(土地)を分けて相続する分割相続が行われていた。承久の乱など国内の戦いで恩賞として所領を増やすことができる間はよかったが、戦いがなくなって所領の増加がなくなると、何代か分割相続をくりかえしていくうちに所領が細分化されてしまい、収入が減少し生活が苦しくなっていた。

原因の第二は、御家人が貨幣経済にまきこまれていったことである。鎌倉時代中頃から、農業技術の向上や二毛作の普及により農業生産が上がり、余剰生産物や手工業品を売買することもさかんになり、それによってもって貨幣が本格的に流通するようになった。貨幣を使うようになると、高利貸しから金を借りる者も出てきた。

原因の第三は、元寇である。元の襲来に対して、幕府は御家人を動員して戦った。当時、このような戦いの時の費用はそれぞれの御家人の負担であった。国内の戦いに勝ったのであれば、倒した敵の土地を、

手柄に応じて恩賞としてもらうことができた。しかし、元寇の場合は、戦いに勝っても土地が増えたわけではなかったので、幕府は御家人に恩賞として土地を与えることができなかった。

当時は出陣のために要する費用はすべて自分持ちであったから、恩賞はそれを補うという意味もあったのである。元寇のときの負担は御家人の窮乏を加速させた。

御家人のなかには、高利貸しからの借金が返せず土地を失う者が出てきた。幕府を支える御家人の窮乏を救うため、幕府は 1297 年に永仁の徳政令を出して、御家人の所領の質入れや売却を禁止し、それまでに売ったり質流れになったりした土地をもとの持ち主である御家人にただで返させることとした。

しかし、これによっても御家人の窮乏を救うことはできず、かえって、これまで金を融通していた高利貸しが金を貸さなくなるなど逆効果になり、幕府の信用を失わせる結果になった。

(皮肉な(1297)結果に徳政令)